

○川越市墓地、埋葬等に関する法律施行細則

平成十五年三月三十一日

規則第五十九号

(趣旨)

第一条 この規則は、墓地、埋葬等に関する法律(昭和二十三年法律第四十八号。以下「法」という。)の施行に関し、別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(経営の許可の申請)

第二条 法第十条第一項の規定により墓地、納骨堂又は火葬場(以下「墓地等」という。)の経営の許可を受けようとする者は、墓地(納骨堂・火葬場)経営許可申請書(様式第一号)に次に掲げる書類を添えて、保健所長に提出しなければならない。

- 一 墓地等の周囲三百メートル以内の区域の状況を明らかにした二千五百分の一以上の縮尺の概況図(道路、鉄道、河川、湖沼、住宅、公園、学校、保育所、病院、図書館、博物館、公民館及び飲用水源の位置を示したもの)
- 二 墓地等を設置する場所を明らかにした二万五千分の一以上の縮尺の地図
- 三 墓地にあっては、その区域を明らかにした図面、墳墓の区画図並びに便所、給水設備、ごみ処理のための施設等の平面図及び配置図
- 四 納骨堂又は火葬場にあっては、建物及びその附属施設の平面図、立面図及び配置図
- 五 墓地等に係る土地の登記事項証明書
- 六 申請者が地方公共団体である場合は、墓地等の設置に係る議会の議決書の写し
- 七 申請者が法人(地方公共団体を除く。)である場合は、当該法人の定款、寄附行為又は規則の写し及び法人の登記事項証明書並びに墓地等の設置に係る意思決定をした旨を証する書類
- 八 墓地等の維持管理の方法、収支予算書、資金計画書その他の墓地等の経営に関する書類

(変更の許可の申請)

第三条 法第十条第二項の規定により墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設の変更の許可を受けようとする者は、墓地区域(納骨堂施設・火葬場施設)変更許可申請書(様式第二号)に、変更事項

に係る前条各号に掲げる書類で保健所長が指定するものを添えて、保健所長に提出しなければならない。

(経営廃止の許可の申請)

第四条 法第十条第二項の規定により墓地等の廃止の許可を受けようとする者は、墓地(納骨堂・火葬場)経営廃止許可申請書(様式第三号)に次に掲げる書類を添えて、保健所長に提出しなければならない。

- 一 墓地又は納骨堂にあっては、改葬報告書
- 二 申請者が地方公共団体である場合は、墓地等の廃止に係る議会の議決書の写し
- 三 申請者が法人(地方公共団体を除く。)である場合は、墓地等の廃止に係る意思決定をした旨を証する書類

(みなし許可に係る届出)

第五条 法第十一条第一項又は第二項の規定により墓地又は火葬場の新設、変更又は廃止の許可があったものとみなされる場合は、当該墓地又は火葬場の経営者は、速やかに墓地(火葬場)みなし許可届出書(様式第四号)を保健所長に提出しなければならない。

(名称等の変更の届出)

第六条 墓地等の経営者は、次に掲げる事項に変更があった場合は、速やかに墓地(納骨堂・火葬場)の名称等の変更届(様式第五号)を保健所長に提出しなければならない。

- 一 墓地等の名称
- 二 墓地等の所在地の表示
- 三 経営者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)
- 四 経営者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
- 五 墓地の区画数(墓地の区域の変更を伴うものを除く。)

(墓地の設置場所の基準)

第七条

川越市墓地、埋葬等に関する法律施行条例(平成十四年条例第三十三号。以下「条例」という。)第三条第二号の規則で定める施設は、住宅、公園、学校、保育所、病院、図書館、博物館及び公民館とする。

(工事完了届)

第八条 条例第五条第一項の規定による届出は、工事完了届(様式第六号)を保健所長に提出してしなければならない。

(経営者の氏名等の掲示)

第九条 条例第六条第一号の措置は、掲示板(様式第七号)を掲示して行うものとする。

附 則

- 1 この規則は、平成十五年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、墓地、埋葬等に関する法律施行細則(平成八年埼玉県規則第七十一号。以下「県規則」という。)の規定により埼玉県知事若しくは埼玉県保健所条例(昭和二十五年埼玉県条例第四十二号)により設置された保健所の長(以下「知事等」という。)が行った処分その他の行為又はこの規則の施行の際現に県規則の規定により知事等に対してなされている申請その他の行為で、施行日以後において市長若しくは保健所長(以下「市長等」という。)が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、この規則の相当規定により市長等が行った処分その他の行為又は市長等に対してなされた申請その他の行為とみなす。

附 則

この規則は、平成十七年三月七日から施行する。